

魚津市まちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市まちづくり交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域振興会 市内13地区（大町、村木、下中島、上中島、松倉、上野方、本江、片貝、加積、道下、経田、天神及び西布施地区をいう。）ごとに組織される魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）第25条第1項第3号に掲げる活動団体をいう。

(2) まちづくり交付金事業 条例に基づいて策定された魚津市市民参画・協働指針における「市民参画と協働のまちづくり」を推進するために実施する次に掲げる事業をいう。

ア 地域振興会が自主的に取り組む事業で、地域の課題を解決するもの、地域コミュニティの活性化を図るもの又は地域の特性を活かしたものの。

イ 市が実施している事業のうち、地域振興会が運営主体となって実施することにより地域住民のニーズにより的確に対応できると市長が認めたもの。

(交付金の交付等)

第3条 市長は、地域振興会が実施するまちづくり交付金事業に要する経費に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 次の各号のいずれかに該当する事業については、交付金の交付対象としない。

(1) 国、県又は他の団体等の補助制度に基づく補助金等の交付対象となる事業

(2) 公序良俗に反する事業

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(4) 特定の個人又は団体の利益を目的とする事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適切と認める事業

(交付金の額等)

第4条 交付金の交付区分及び額は、別表のとおりとする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする地域振興会（以下「申請者」という

。)は、魚津市まちづくり交付金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否について、魚津市まちづくり交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定により交付の決定を受けた地域振興会（以下「交付事業者」という。）から提出される魚津市まちづくり交付金概算払請求書（様式第3号）に基づき、交付金を交付するものとする。

3 交付事業者は、事業の完了後速やかに交付金の精算をしなければならない。

（交付決定の変更申請）

第7条 交付事業者が、交付金の交付の決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）の内容（第15条の規定による交付金の流用を除く。）を変更し、交付金の額を増額又は減額して交付を受けようとするときは、あらかじめ協議を行うものとし、魚津市まちづくり交付金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（変更承認及び通知）

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、魚津市まちづくり交付金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付金の積立て）

第9条 交付事業者は、交付事業のうち単年度での完了が見込めず、複数年度にわたって実施する必要が生じた交付事業（以下「積立事業」という。）がある場合は、交付金の一部を基金として積み立てることができる。この場合において、交付事業者は、積立開始初年度に魚津市まちづくり交付金基金積立計画書承認申請書（様式第6号。以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、魚津市まちづくり交付金基金積立計画書承認通知書（様式第7号）により交付事業者に通知するものとする。

3 基金として積み立てる額は、前項の計画書に計上した金額の範囲内で交付事業者が毎年度の収支予算書で定めるものとする。

4 積立期間は、積立開始初年度を含め3年度以内で交付事業者が計画書において定めるものとし、交付事業者は、積立最終年度に当該積立事業に係る基金の全額を取り崩し、積立事業の経費に充てなければならない。

5 交付事業者は、毎年度終了後に魚津市まちづくり交付金基金積立管理状

況報告書（様式第8号）により、市長に基金の管理状況を報告しなければならない。

6 交付事業者は、積立期間の終了後、積立事業について当初の目的を達成できない場合又はその遂行が困難になった場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立事業未了報告書（様式第9号）により、市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、不用額となった積立金に相当する額を、不用額が生じた年度の翌年度以降の交付金の額から減額することができる。

（基金の積立額の変更）

第10条 交付事業者は、計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書承認申請書（様式第10号。以下「変更計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更計画書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、魚津市まちづくり交付金基金積立変更計画書承認通知書（様式第11号）により交付事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、事業完了後30日以内の日又は当該年度の末日までに、魚津市まちづくり交付金実績報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、交付事業が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認めるときは、交付金額の額を確定し、魚津市まちづくり交付金確定通知書（様式第13号）により、交付事業者に通知するものとする。

（交付金の繰越し）

第13条 交付事業者は、交付金に不用額が発生したときは、魚津市まちづくり交付金繰越申請書（様式第14号）を市長に提出することにより、当該不用額の発生した年度の翌年度に実施する交付事業の経費に充てるため、当該不用額を繰り越して使用することができる。

（交付金の返還）

第14条 交付事業者は、各号のいずれかに該当する場合には、市長の命じるところにより、交付金の全部又は一部を返還しなければならない。

（1） 不用額が生じたにもかかわらず前条の申請書が提出されないとき

（2） 第3条第2項各号に規定する事業に交付金を使用したとき

（3） 第15条各号に規定する以外の交付金の流用を行ったとき

（4） 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき

（交付金の流用）

第15条 別表に掲げる交付区分間における交付金の流用については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り認めるものとする。

(1) 地域振興事業費の基礎交付分から上乗せ応援加算に係る経費に流用する場合

(2) 人件費から地域振興事業費へ流用する場合。ただし、人件費の10パーセントの額を上限とする。

(関係書類の整備保管)

第16条 交付事業者は、交付事業に係る予算及び決算に関する事項を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、当該交付事業完了の日に属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日魚津市告示第45号)

(施行日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(魚津市地域特性事業補助金交付要綱の廃止)

2 魚津市地域特性事業補助金交付要綱(平成18年魚津市告示第18号)は、廃止する。

附 則 (平成31年3月27日魚津市告示第34号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日魚津市告示第15号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年3月25日魚津市告示第52号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第15条関係）

| 交付区分 | | 内容 | 交付金の額 |
|----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 地域振興事業費 | 基礎交付分 | 地域振興会が主体的に行う地域コミュニティ活動に係る経費及び運営費 | 地域振興会ごとに市長が定める額 |
| | 上乘せ応援加算 | 基礎交付分に該当する経費のほか、地域の活性化や課題解決に特に寄与すると認められる新規性を加えた事業に係る経費 | 定額（活動計画書に掲げる活動に必要な経費の合計額から1,000円未満を切捨てた額とし、1組織当たり合計500千円を限度とする。） |
| 人件費（指定管理者に限る。） | | 地域振興事務員及び地域振興事務補助員に係る報酬、給料、期末・勤勉手当、時間外手当、通勤手当、社会保険料、労働保険料、退職手当事業主負担金及び健康診断料 | 地域振興会ごとに市長が定める額 |

備考 事業目的外の宿泊費、交際費、慶弔費、懇親会費その他社会通念上公費で支出することが適当でない経費は交付対象外とする。